

業務を廃業等する場合に他の資格者への業務の引継が容易になるとも考えられること、②将来的には複数社員法人への移行や他の資格者法人との合併による事務所の大規模化を促進することが可能となること、③法人化により社会的な信用力が増し資金調達が可能になることなどのメリットがあるとの見解もある。

また、一人法人制度の創設により顧客に損害を与えた場合に責任能力が希薄化するとの指摘もあるが、その代替措置として損害賠償請求の履行を担保するために必要な原資の供託や職業賠償責任保険加入等を義務付けることにより十分に対応することが可能であるとの見解もある。

行政書士団体、司法書士団体、社会保険労務士団体、土地家屋調査士団体からは、資格者社員が一人の場合においても法人設立ができるよう、設立要件を緩和して欲しいとの意見も示されており、国民の利便性の向上を図る観点から、国民のニーズや各資格者の業務の実態等を踏まえつつ、一人法人制度の創設について、メリットとデメリットの双方を十分に勘案しつつ検討を進め、可能な限り早期に結論を得るべきである。**【平成20年度以降検討、可能な限り早期に結論】**

イ 資格者法人社員の無限連帯責任の見直し

資格者事務所の法人化や大規模化が進まない主な原因の一つとして、社員全員に無限連帯責任が課されていることが挙げられる。これは、業務が専門化、複雑化する中で、資格者法人の大規模化や業務の総合化を進めようとしても、社員の無限連帯責任制度の下では、自らが直接関与せず認識もない他の社員に起因する業務上の責任を連帯して負わされることへの懸念から生ずるものと考えられる。

そこで、弁護士法人や特許業務法人においては、社員の役割分担を明確にし、特定事件について社員を指定した場合には、当該指定社員のみが無限責任を負う無限連帯責任に限定をかける指定社員無限責任制度が導入されている。また、監査法人においては、平成19年に公認会計士法(昭和23年法律第103号)が改正され、社員が出資の価額を限度として債務を弁済する責任を負う有限責任組織形態をとることも可能となっている。

無限連帯責任を見直し有限責任を認めた場合、賠償責任能力の強化につながるため、資格者法人制度設立当初の趣旨に反するのではないかと、顧客保護の観点から問題ではないかとの指摘がある。その一方で、有限責任化の代替措置として顧客に損害を与えた場合の損害賠償請求の履行を担保するために必要な原資の供託や職業賠償責任保険加入など顧客保護に資する措置を講ずることにより、弊害を取り除くことが可能であるとの見解もある。

行政書士団体、司法書士団体、社会保険労務士団体からは、無限連帯責任の見直しを求める意見も示されており、国民のニーズや利便性の向上を図る観点から、

必要な原資の供託や職業賠償責任保険加入などの負担を前提とした有限責任制度を導入することについての資格者団体の意見や、国民のニーズ、各資格者の業務の実態等を踏まえつつ、資格者法人社員が有限責任も選択できるよう無限連帯責任の見直しについて、メリットとデメリットの双方を十分に勘案しつつ検討を進め、可能な限り早期に結論を得るべきである。【平成20年度以降検討、可能な限り早期に結論】

ウ 資格者法人の社員資格の拡大

資格者法人の社員については、監査法人の場合を除いて有資格者でなければならないとされているが、社員資格を資格者以外にも拡大することにより、資格者法人への出資の可能性を上げ経営基盤の拡充を図ることが可能になるとともに、各資格者法人が大規模化を図ったり、他土業の資格者と共同で多様なサービスを総合的に提供するワンストップ業務等を展開する場合も想定されるところであり、国民に良質で多様なサービスを提供するためには、法人社員として幅広い人材を迎えることは有意義であるとの見解もある。

一方、資格者以外の者を社員とした場合に、資格者法人制度設立当初の趣旨に反し、①資格者の死亡時や廃業時における顧客への継続的な対応に問題が生じること、②専門化・高度化する顧客のニーズに対応した総合的なサービスの提供が困難となること、③無資格者による違法な業務が行われることなどのデメリットがあるとの指摘がある。

その一方で、現行の制度化においても各種資格者が集まり共同で事務を設置しワンストップサービスを展開する事例は多数存在し、その様な場合に特に違法な業務が頻繁に行われるような弊害も特段見当たらない状況であり、各資格者を監督する所管官庁が連携を図り懲戒権の行使や刑事告発を適切に行うことによりこの問題への対応は可能であるとの見解もある。

国民の利便性の向上を図る観点から、国民のニーズや資格者の業務の実態等を踏まえつつ、資格者法人の社員資格の拡大について、メリットとデメリットの双方を十分に勘案しつつ検討を進め、可能な限り早期に結論を得るべきである。【平成20年度以降検討、可能な限り早期に結論】

③ 業務範囲の見直し

【問題意識】

業務独占資格については当該業務サービスに係る競争が制限される弊害があるた

め、有資格者でないといけない業務範囲を可能な限り限定し、隣接職種の資格者にも取り扱わせることが合理的な業務については、当該業務を取り扱うことができる資格者を個別に認定したり、業務に必要な専門知識や能力を有することを確認するための能力担保措置を講じた上で他の職種の参入も認めるなど、資格者間の垣根を低くすることにより各種業務分野における競争の活性化を図り、利用者である国民が多様なレベルの業務サービスの選択が可能となるように業務範囲の見直しに取り組むべきである。

特に、非弁護士の法律事件に関する法律事務の取扱い等を禁止する弁護士法（昭和24年法律第205号）第72条との関係で業際問題が生じる場合が多く、隣接法律専門職種それぞれの業務内容や業務の実情、業務の専門性、当該業務と法律事務との関連性やその実績等を踏まえ、能力担保措置を講ずることも勘案し、弁護士以外の隣接法律専門職種の法律事務の取扱い可能範囲を更に拡大させることができないか検討するべきである。

【具体的施策】

ア 社会保険労務士への簡易裁判所訴訟代理権等の付与

「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」（平成18年12月25日）では、社会保険労務士による裁判外紛争解決手続が不調に終わり、簡易裁判所での訴訟手続に移行する場合に、社会保険労務士には訴訟代理権が認められていないため、代理人として当該訴訟に関与することはできず、依頼者の利便性を損ねるとの指摘もあることから、社会保険労務士に認められている裁判外紛争における代理業務の実績等を注視し、簡易裁判所における訴訟代理を認める必要性や依頼者の利便性の向上への寄与の度合いを見極めつつ、訴訟代理を的確に行うための専門能力の確保、その認定の在り方について、平成19年度以降検討していくべきと提言されているところである。

特定社会保険労務士による裁判外紛争解決手続の代理業務については平成19年4月に施行され、また、民間ADR機関におけるあっせん手続の代理業務については、平成20年6月に初めて社会保険労務士団体が厚生労働大臣による民間ADR機関の指定を受けたところである。

社会保険労務士への簡易裁判所訴訟代理権の付与については、こうした状況を踏まえ、社会保険労務士に認められている裁判外紛争における代理業務の実績等をも注視しつつ、簡易裁判所における訴訟代理を認める必要性や依頼者の利便性の向上への寄与の度合い、訴訟代理を的確に行うための専門能力の確保、その認定の在り方について実績等を見つつ検討すべきである。【平成20年度以降検討】

また、個別労働関係民事紛争の増加に伴い、個別労働問題に特化した紛争について、通常の裁判とは異なり労働審判官（裁判官）と労働審判員によって審理が行われ、紛争の実情に即した迅速、適正かつ実効的な解決できる有効な紛争解決手段として労働審判制度が平成18年4月1日から施行されているところであり、社会保険労務士の労働審判の代理権の付与についても、併せて検討すべきである。

【平成20年度以降検討】

7 官業スリム化

② 独立行政法人雇用・能力開発機構

【問題意識】

独立行政法人雇用・能力開発機構（以下②において「機構」という。）は、労働者の有する能力の有効な発揮等を図るため、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営等の業務を行うとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことを目的とした独立行政法人である。

機構については、前身の規制改革・民間開放推進会議の「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」（平成17年12月21日）及び当会議の「規制改革推進のための第1次答申」（平成19年5月30日）において、「アビリティガーデン」の職業訓練事業及び「私のしごと館」の体験事業への市場化テストの導入や雇用促進住宅の速やかな処理について提言を行った。

当会議としては、機構の業務について、その要否を改めて見直すべきものが多いと考えており、主なものについて以下のとおり見解を示す。

ア 「ポリテクセンター等」の見直しについて

機構は、「ポリテクセンター」、「職業能力開発大学校」、「職業能力開発短期大学校」（以下「ポリテクセンター等」という）において職業訓練業務を担っており、我が国の産業を活性化させるための人材を数多く輩出させることが期待されている。

しかし、「ポリテクセンター等」で実施している職業訓練は、必ずしも企業ニーズにマッチしたものになっていない、といった指摘や、グローバル化の進展や技術の急激な進歩等に伴い、企業を取り巻く環境は目まぐるしく変化し、企業が必要とする人材に求められる能力も多様化・高度化している現状にある中、「ポリテクセンター等」で実施している職業訓練は、そうした環境変化に対応できていない、といった指摘もある。「ポリテクセンター等」で職業訓練を受けた者が企業等の就職先で有用な人材として認められてはじめて職業訓練の意義があるのであり、そのためには「ポリテクセンター等」では企業等のニーズを踏まえた職業訓練を行うことが求められる。また、機構の運営原資は企業等の支払う雇用保険料で賄われていることから、機構は企業等のニーズを踏まえた運営を行うことが求められる。

したがって、当会議としては、「ポリテクセンター等」について、企業等の声をストレートに反映できるガバナンスの仕組みを導入することにより、「ポリテクセンター等」で実施している職業訓練を企業ニーズにマッチさせ、我が国の産業活性化に

資するものとすべきと考える。

イ 「雇用促進住宅」の見直しについて

雇用促進住宅については、当初の設置趣旨から大幅に歪曲されるとともに、制度の趣旨から疑問のある運用も多々あり、「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(平成20年3月25日閣議決定)において、「雇用促進住宅については、早期の廃止が決定されていることから、これを着実かつ円滑に推進するため、機構は、民間事業者の知見・ノウハウを活用し住宅の売却方法について常に工夫を行いつつ、住宅の売却を着実に推進し、これを可能な限り前倒しできるよう取り組み、遅くとも平成33年度までにすべての処理を完了する。」とされたことも踏まえ、可能な限り前倒しで売却を行うべきである。

規制改革会議委員名簿

議長	草刈隆郎	日本郵船株式会社代表取締役会長
議長代理	八田達夫	政策研究大学院大学学長
委員	有富慶二	ヤマトホールディングス株式会社取締役会長
	安念潤司	中央大学法科大学院教授
	翁百合	株式会社日本総合研究所理事
	小田原 榮	東京都八王子市教育委員長
	川上康男	株式会社長府製作所代表取締役社長
	木場弘子	キャスター・千葉大学特命教授
	白石真澄	関西大学政策創造学部教授
	中条 潮	慶応義塾大学商学部教授
	富山和彦	株式会社経営共創基盤代表取締役CEO
	福井秀夫	政策研究大学院大学教授
	本田桂子	マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク ・ジャパン ディレクター
	松井道夫	松井証券株式会社代表取締役社長
	米田雅子	慶応義塾大学理工学部教授 NPO法人建築技術支援協会常務理事

規制改革会議専門委員名簿

社会保障・少子化対策グループ

[医療タスクフォース]

阿曾沼 元 博 国際医療福祉大学国際医療福祉総合研究所教授
長谷川 友 紀 東邦大学医学部教授

[福祉・保育・介護タスクフォース]

鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科准教授

農林水産・地域グループ

[農林水産業タスクフォース]

大 泉 一 貫 宮城大学大学院事業構想学研究科研究科長
宮城大学事業構想学部教授
小 松 正 之 政策研究大学院大学教授
昆 吉 則 株式会社農業技術通信社代表取締役・「農業経営者」編集長
本 間 正 義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

[地域活性化タスクフォース]

斉之平 伸一 三州製菓株式会社代表取締役社長

生活基盤グループ

[環境タスクフォース]

細 田 衛 士 慶應義塾大学経済学部教授

国際競争力向上グループ

[海外人材タスクフォース]

井 口 泰 関西学院大学大学院経済学研究科・経済学部教授
関西学院大学少子経済研究センター長

[ネットワーク産業タスクフォース]

田 中 誠 政策研究大学院大学准教授
松 村 敏 弘 東京大学社会科学研究所准教授

[金融タスクフォース]

森 下 哲 朗 上智大学法科大学院教授

社会基盤グループ

〔住宅・土地タスクフォース〕

浅見 泰司 東京大学空間情報科学研究センター教授
久米 良昭 政策研究大学院大学教授

〔労働タスクフォース〕

安藤 至大 日本大学大学院総合科学研究科准教授
和田 一郎 牛嶋・寺前・和田法律事務所弁護士
花見 忠 上智大学名誉教授
松尾綜合法律事務所客員弁護士
石川 和男 新日本パブリック・アフェアーズ株式会社上級執行役員
東京財団研究員

〔基本ルールタスクフォース〕

大橋 豊彦 尚美学園大学総合政策学部教授

教育・資格改革グループ

〔教育・研究タスクフォース〕

浅見 泰司 東京大学空間情報科学研究センター教授
戸田 忠雄 教育アナリスト
政策研究大学院大学客員教授
特定非営利活動法人XYサタデースクールネットワーク代表

〔法務・資格タスクフォース〕

阿部 泰隆 中央大学総合政策学部教授・弁護士

官業スリム化グループ

〔官業改革タスクフォース〕

大橋 豊彦 尚美学園大学総合政策学部教授
石川 和男 新日本パブリック・アフェアーズ株式会社上級執行役員
東京財団研究員